

第
4856
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 11月 18日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

公益法人に対する財産の寄附

Q：公益法人に対する寄附が非課税になる場合があるそうですが、どのような場合なのですか？

A：次の場合には非課税になります。

【解説】

個人が、土地や建物などの財産を寄附した場合は、原則、譲渡所得が課せられますが、公益法人等に寄附した場合で、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たしたものととして国税庁長官の承認を受けたときは、所得税が課せられないこととなっています。

公益法人等とは、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（社会福祉法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人など）をいいます。

承認を受けるには、次の全ての要件を満たさなければなりません。

- ① 寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること
- ② 寄附財産が寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に受贈法人の公益目的事業の用に直接供され又は供される見込みであること
- ③ 寄附により、寄附した人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附した人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税等の負担が不当に減少しないこと

